

講義④

「障害者差別解消法による図書館の
具体的サービス 日本図書館協会
ガイドラインを活用して」

講師：埼玉県立久喜図書館 佐藤聖一

1 図書館における「不当な差別的取扱い」

「合理的配慮」「基礎的環境整備」

(1) 「不当な差別的取扱い」の禁止

公的機関だけでなく、民間事業者に対しても障害を理由にサービスを拒否・制限する等の不当な差別が禁止されている。また、差別はしていないが、結果として、ある特定の利用者がサービス等を利用できない状況になっていることがある。それを社会的障壁といい、社会のいたるところにある。これまで図書館は、来館者にしかサービスをしてこなかったが、それを利用できない人が大勢いる。図書館にも社会的障壁があるということ認識する必要がある。それを解消するために障害者差別解消法では「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」の2つの方法を提示している。

(2) 「合理的配慮」

個々の依頼を受けて、図書館の利用を保障する活動・支援・工夫・ルール等の修正等を合理的配慮という。合理的配慮ができるか、代替方法はあるかの検討は利用者や図書館の状況によって判断する。利用者や図書館は対等に話し合い、良い方法を考えることが必要。安易に「過度な負担」としてやらない理由にしてはいけない。

(3) 「基礎的環境整備」

あらゆる利用者が利用できるように、あらかじめ整えておくこと。施設設備だけでなく、資料やサービスについても同様である。ただ基礎的環境整備には費用がかかる。そのため、現状ではすぐに取り組めることから始め、計画的に整備を進めていくことが必要である。

合理的配慮の提供が、さも目的のように捉えている人が多い。しかし、この法律の最終目標は基礎的環境整備が整えられ、個々の合理的配慮を依頼せずに図書館の利用

が保障されている状態。合理的配慮はあくまでも個々の対応であり、手段である。

2 図書館の障害者サービスの意味

障害者サービスを障害者への対象別サービス、福祉的サービスとイメージしている人がいるが、それは違う。障害者サービスの定義は「図書館利用に障害のある人々へのサービス」。その目的はすべての人にすべてのサービス・資料を提供することにある。この定義と目的から分かることは障害者サービスは「すべての図書館サービスの基礎であること」、「障害は障害者にあるのではなく図書館のサービスにこそある」ということである。これは障害者差別解消法の合理的配慮、基礎的環境整備と同じことを言っている。つまり、この法律は私たちの障害者サービスを理論的に裏付けることになったのである。

3 今、社会が目指していること

従来の福祉的サービスは、障害者を特定し、特定した人だけをサービスの対象としていた。その対象から抜け落ちてしまった人はサービスを受けられないという限界があった。残念ながら、日本のシステムは従来の福祉的サービスの延長上にあり、変革していく必要がある。

また、図書館は障害者への情報提供の窓口であることを知っておく必要がある。図書館は、全ての住民が登録でき、多様なサービス方法を持っており、障害者にとって可能性のある施設だと考えて欲しい。障害者差別解消法について怖がることはない。図書館には多くの先進事例があるので、それを学んで多くの人たちが当たり前のように利用できるようにしていただいたい。



(講義中の佐藤講師)